

文部省史料館報

第 5 号
昭和 42 年 8 月

目 次

地方史の研究について……………鈴木 寿… 1

研究

甲州の村方文書について……………藤村潤一郎… 2

近世後期における一万石大名

領陣屋町の経済的機能……………鶴岡実枝子… 3

整理と保存

村方文書の整理と分類……………藤村潤一郎… 4

民俗資料の保存管理(四)……………中村俊亀智… 6

鈴木家文書と船乗下人……………榎本 宗次… 7

代官手代の不正調査……………原島 陽一… 8

近世史料の所在調査…………… 9

収蔵史料

所蔵史料の現況(三)…………… 11

新収史料紹介…………… 12

彙報…………… 14

地方史の研究について

鈴木 寿

ある県下の学校の若い先生から、次のような話を聞いた。

地方史（郷土史）の研究調査に熱心で、東大へ内地留学もしたことがあるこの若い社会科の先生が、同じ郡内に住む著名な郷土史研究者Q氏を訪ねたときのことである。

「学校の仕事が忙しくて、地方史の調査研究ができないでこまる」と、この先生が愚痴をこぼしたら、「君はまだ歴史が好きでないなあ」というQ氏の声はねかえってきたという。この話を私にしたこの若い先生は「本とられた」といつて笑った。

私も知っている、戦前からの郷土史研究者Q氏は、十数年前から、下半身不随の不治の身を病床に横たえたままである。歩きまわって史料を集めることが不可能になったQ氏は、病床で歴史の調査研究を続けた。苦しい生活のなかで、奥さんは家事内職のかたわら、Q氏の研究助手として、古文書の読み方を習い、史料の蒐集・整理にあたった。そして、夫妻の共同作業はつきつぎに立派な業

績を生み、論文や著書として実っていったのである。これは今後もつづけられていくことであろう。「君はまだ歴史が好きでないなあ」という、先の言葉は、そうしたQ氏の言として聞くとき、実感をもつて迫ってくる。いささか説教めいた話になったが、これをここに紹介したのは、史料なり歴史の調査研究に対する執念といったものに打たれるからである。なまけ者の私などは、こうした話を聞くと、ただ恐れ入り、感心するばかりであるが、右のQ氏のような特異な例は別としても、なお地方・郷土史の開拓なり発展に精進される方々が、全国各地に数多く分布されることは心強いことである。

いわれている。それは戦後の時代転換を基軸とした様々の与件に支えられてのことであるが、とにかくそれらの仕事で地方・郷土在住の研究者の方々によって精力的に進められ、夥だしいモノグラフィイや市町村史・郡県史の類が作られてきたことは、特筆されてよいことである。また、地方大学の先生方が在地関係の研究に広範に関与されるようになったことは戦後の特色といふべく、さらに加えて、中央の歴史家の方々が、個人ないしは共同研究方式で、地方史研究に本格的に取組むようになったことも、戦後の特色といふてよいであろう。

このことは、中央・地方を問わず、歴史研究者の間に、地方・郷土史が重視され、その研究成果の広範な積重ねなしには、それを踏まえることなしには、新しい日本史の樹立構成はなし難いという、共通の意識なり立場が生まれてきたことを示しているように思われる。

史総体との関係を追求する、といった方法をとる地方の歴史家とが、互に接近し交錯するようになってきたことも示すものとみられよう。何れにしても、地方・郷土史の重要性が、より高次の次元で認識されてきたことは注目されるであろう。り、欧州などでもこのような動向が顕著であるという。もつとも、その場合、戦前の古い「郷土史」から脱皮した新しい「地方史」（新しい「郷土史」といつてもよい）が対象とされていることはいうまでもないであろう。

戦後の日本史——地方・郷土史研究の新動向に照応して、新設をみた文部省史料館は、それが近世史料の収集・収蔵・利用・研究を主旨とした特殊な機関であることからして、各地の地方・郷土史の研究者、研究機関、研究成果などと密接な連絡を保ちながら、ともどもに斯道のために尽力することが要請されよう。当史料館はこれらの要請にこたえうるような体様を具備する必要があるように思われる。

量質ともに画期的な進歩を示したと

またそのことは、既存業績の総括、その総括体に対する事例研究としての地方史研究、といった方法をとりがちな中央の歴史家と、地域史という歴史的個体の解明に重点をおきがちであり、時に進んでは、それと歴

甲州の村方文書について

藤村 潤一郎

史料館が所蔵する甲州関係史料は巨摩・八代・山梨・都留の四郡にわたる五家七村役場関係文書である。これらについての共通する問題を考

である。この生活態度の相異は文書から見た場合には両家の性格から来しているように思う。

えたいと思っているが、今回右の中の三家の文書を目録にする仕事が一段落したのを機会に、整理中に感じた事柄をまとめることにした。ただし、目録の解題や整理に関する別稿で触れた点については、内容の重複をさけるため除いたこと、また史料蒐集の段階のため甚だ不十分であるが、切に寛容を乞う次第である。

また両家は共に御浪人の家柄であるが、井尻家は士族であったのに対して依田家はそうでなかった。依田泰八氏の話では明治期の当主依田道長は書類に捺印すれば士族になれたが平民に誇りを持ち捺印しなかったという。

依田、井尻両家のある下井尻村の村内を一巡すると、次第に市街地が追寄せてはいるがまだ旧村の姿をとどめている。東山梨の養蚕地帯であるから家屋はいずれも比較的大きい。また長屋門のある家もぼつぼつ見られるが、それらのなかでも井尻家の家屋は目立った存在である。依田家は屋敷地は広いが家屋はそれ程でもない。これは前者が明治期に現在の家屋に再建したのに対して、後者は昭和初期に主屋の一部を毀したから

両家の持高は別表の通りである。両家の持高は元禄期には左程の差はないが、延享期以降は依田家が井尻家の五〜八倍になっている。そして依田家の経済的基盤は下井尻村の周辺にも及んでいる。この事は文書の量にもあらわれており、依田家文書は井尻家文書の約五倍の量に及んでいる。

そして両家の性格は次ぎの土地証文にもあらわれている。依田家文書のうち最も

年代	井尻家	依田家	依田村 依田家	田分 %
元禄13	石 24	38	100	58
元禄13	31	250	58	62
延享8	42	227	62	71
寛政13	33	274	71	100
文化12	35	105	100	90
天保12	15	110	100	98
元治8	21	161	98	70
明治8	20			

文言の簡単なものは次の通りである。

相渡申質地証文之事

字神明伊右衛門纏

一下々畑式畝三步 分米壹斗式升

六合

右者、当戊七日市場村御年貢上納金差詰申候付、書面之質地為代金と、甲金式分値受取、当戊之暮〆来ル申ノ暮迄中拾ヶ年季ニ相定、相渡申候所夷正也、弥年季明来ル申暮ニ至、右質地代金返金致候ハ、質地並ニ此証文無相違御返し可被下候、依之質地証文入置申候所仍而如件

下井尻村質地地主

依田民部◎

文政九戌年十二月廿五日

同村証人

仲右衛門◎

ある。冠婚葬祭の部門が井尻家文書の場合比較的乏しいし、小作帳についていえば依田家の場合には一年一冊の帳簿を使用するのに、井尻家は一冊を数年にわたって使う。書状はその交際範囲の差か、手間賃の問題か依田家が非常に多い。その他の点も含めて、本来文書が今の状態であったのか、何んらかの事情で一部分が伝わらなかつたかが問題である。その間の事情を説明する事は出来ないが、私には文書は無作為に残されたものとは考えられない。そして個人の文書間の関係をたどって、何の文書が欠けているかを予想出来ないし、思いつきの域を出来るものではないが、何か各文書間に英文法の性数・格の一致に似た関係が予想出来ないかと考えている。

これに対して同時期の井尻家文書の場合には簡単なものであつても「右地所之儀、先状書入等致不置地所ニ付、親類村中ハ不及申ニ、何方誰人ニ而も、少茂構無御座候、若差構申もの御座候ハ、地主証人何方迄茂罷出急度埒明、其元え少も世話懸ヶ申間敷候」という文言が入っている。さて依田家文書を基準にして井尻家文書の性格を考えると、基本的には共通しているが個々の点では差が

その際と同じ農村文書であつても、基本的な共通の類型を求めると共に、その文書の作製者である家の社会的・経済的なあり方によって文書は量や部分に変化がある事が予想されるし、その家の歴史をたどれば文書の伝来の仕方にも予想出来ないであろうか。いずれにせよ整理と研究の関係は複雑だと思ふ。

近世後期における一万石大名領 陣屋町の経済的機能

——越後糸魚川町の場合——

鶴岡実枝子

近世都市の最も典型的な形態とされる城下町の機能は、封建領主の需要に於ては、権力を以て設置されたとは云うもの、その機能の発現は、自ら領内の生産力によって規定されることは論を俟たない。従ってその経済的機能の解明は、領域経済の核たるべきことを期待された城下町が、領域内農村に対して如何なる統合機能を有し得たか、云いかえれば、米納地代を基本的収奪とする領主経済の循環に、城下町が如何なる機能を果たしたかに命題が据えられ、然るべきであろうと思ふ。

平氏の分流松平家の陣屋町糸魚川をとり上げ、その経済的機能を解明する一視角として、陣屋町が領主経済の循環に如何に関与したかを、貢租先納の一変形たる才覚金調達の問題に骨子を据えて採り上げたものである。

松平氏就封以前の糸魚川について触れる余裕はないが、天和検地によって二七八石余の請高を有する同町は、古町五、新町二の七ヶ町によって構成され、糸魚川領総石高の一〇・六%を占め、人口の集中度は、寛政四年現在領内総人口の約二〇%の三六〇六人を数える。たゞし領主

松平氏は江戸定府であったから、武家人口は極く少数の陣屋詰役人を擁するのみで、武家町を構成するに至らず、その意味での所謂城下町の機能は必要としなかったが、近世初頭から北陸道の宿駅に指定され、また信州松本へ通じる姫川街道の分岐点乃至西廻海運の中継地として交通都市の性格が濃厚であり、更に漁村的

領域経済の完結性の可能性・限界は、当然のことながらその領域の規模の広狭や領域の集中・分散性等との条件によって規制される。

本稿は、当館機関研究「城下町史料の基礎的研究」の一環として採集した史料を材料として、最小規模の大名領の一例に越後国の西端、現在の西頸城郡に享保二年以降新規取立大名として約一万石を領した越前松

平氏の分流松平家の陣屋町糸魚川をとり上げ、その経済的機能を解明する一視角として、陣屋町が領主経済の循環に如何に関与したかを、貢租先納の一変形たる才覚金調達の問題に骨子を据えて採り上げたものである。

松平氏就封以前の糸魚川について触れる余裕はないが、天和検地によって二七八石余の請高を有する同町は、古町五、新町二の七ヶ町によって構成され、糸魚川領総石高の一〇・六%を占め、人口の集中度は、寛政四年現在領内総人口の約二〇%の三六〇六人を数える。たゞし領主

	戸数	%
官員	311	0.7
医農商工雜	441	24.7
	483	27.0
	226	12.7
	623	34.9
總計	1787	

第2表

才覚金と呼ばれる町方からの調達の返済に年

	安永7	文政5
80石以上	1	1
60-80	2	1
40-60	3	3
20-40	9	8
10-20	13	22
5-10	19	48
1石以下	68	447
	379	
高持計	493	543
水谷計	491	580
戸数總計	984	1123

要素を加味す。一般に封建領主の苛斂誅求の指標とされる御用金の賦課は、糸魚川領の場合、この段階では年貢の収納期に公定の御払米直段に月式分の利息を附して現米を以て返済される合法的な前借金であった。但し、宝曆以降領主米直段は地相場に比較して異常な高さに規定され、また利率の引下げ・据置などによって領主財政は維持されていた。このため町に於ては金主仲間と称する三十人前後の特定の調達団体を構成せしめていた。このことは実質的な年貢の先納を一部の上層町民が肩代わりしていたことを意味する。天明六年の領内全般への月割上納の制度化は、先納の比重の増大によって、一部町民からの収奪が限界に達した時実施されたものと理解される。それは先納負担者層の地域的拡大であって、必ずしも農業生産力の発展に対応した収奪体系の変更ではなかったと思われる。即ち文化十一年陣屋代官の作成した予算書によれば、月割上納金総額の七五%は才覚調達機関を構成した町を主体とする上層領民によって占められている。(以下十頁へつゞく)

要素を加味す。一般に封建領主の苛斂誅求の指標とされる御用金の賦課は、糸魚川領の場合、この段階では年貢の収納期に公定の御払米直段に月式分の利息を附して現米を以て返済される合法的な前借金であった。但し、宝曆以降領主米直段は地相場に比較して異常な高さに規定され、また利率の引下げ・据置などによって領主財政は維持されていた。このため町に於ては金主仲間と称する三十人前後の特定の調達団体を構成せしめていた。このことは実質的な年貢の先納を一部の上層町民が肩代わりしていたことを意味する。天明六年の領内全般への月割上納の制度化は、先納の比重の増大によって、一部町民からの収奪が限界に達した時実施されたものと理解される。それは先納負担者層の地域的拡大であって、必ずしも農業生産力の発展に対応した収奪体系の変更ではなかったと思われる。即ち文化十一年陣屋代官の作成した予算書によれば、月割上納金総額の七五%は才覚調達機関を構成した町を主体とする上層領民によって占められている。(以下十頁へつゞく)

村方文書の整理と分類

— 所蔵史料目録十三集の整理を終って —

藤 村 潤 一 郎

私が従来整理に関係した所蔵史料目録のうち第五、第十集のほかにも多少の労力を提供した場合はあるが、その際の業務については余りまとまった記憶は残っていない。第五集は

手掛けた最初の文書であった事もあり、私自身には整理の方針など客観的に考慮する余裕はなく、専ら中井信彦氏などの御教示を仰いでいた。

第十集で原島陽一氏と共同作業を行った。必らずしも円滑な共同作業ではなかったが、氏の意見は非常に参考になり、この頃から危なかしい調子ではあるが整理について少し考え始めた気がする。第十三集はこの時の経験に基づいて作業をした積りであるが、調子は本調子にはまだなっていない。つぎに私事にわたって恐縮であるが依田・井尻家文書についての関心に較べると、秋山家文書の場合はやや異なる。その点で目録の作製を通じて研究と整理の複雑な関係を再認識せられた。

当館に所蔵されている「寛政重修諸家譜」「維新史料綱要」「地方沿革

革略譜」や「甲斐志料集成」「山梨県史」「山梨県政六十年誌」「東山梨郡誌」「日下部町誌」「鵜沢町誌、および県立図書館「蔵書目録 郷土資料篇」、それに雑誌「甲斐史学」などの参考図書は非常に有用であった。

昨年初頭に第十三集の担当と決つた際の各史料の整備状況は、秋山家文書は整理が済んでおり、依田家文書は種々の事情により第五集で割愛した分のカードを再確認する必要があり、井尻家文書はカードも全然書

いていない状態であった。「あった」と書いたのは、実はそう思っているだけである事が次第にわかって来たからである。つまり秋山家文書の分類は不充分であり問題が作製されていない。しかも整理してから時間がたっているので内容は忘れかけている。依田家文書も第五集の分類について問題点を感じるし、書状の整理は不統一である。しかしこれは私の力量の不足にもよるが、当館の整理方法が暗中模索しながらも少しずつ前進したので気付いた事情もある。

方法が暗中模索しながらも少しずつ前進したので気付いた事情もある。

いずれにせよ事態を把握した時には私は既に井尻家文書の整理の最中のため作業量を考えると期限内には処理出来ない見通しになり、ついに依田家文書の書状の再整理を全面的に原島氏に依頼するはめになり、その他の点でも館員諸氏の手を借り、通

整理は試行錯誤と時間が限られるので、これから記す井尻家文書の整理は実際にはそれ程には実施出来なかつた点もある事を諒承されたい。

文書を手にして最初に旧蔵地を確認する必要がある。文書に出て来る地名で町村合併により現在はなくなくなったものは「山梨鑑」により確認した。つぎに旧蔵地を中心にした五

文書の年代が判明する場合がある。

それからノートで年表を作り井尻家について気付いた事を記入して行くが出典の整理番号をその際に記しておかなかつたため後で不便を感じた。持高などは集計用紙を利用した方がよかつたらしい。また整理番号順の台帳をカードと共に作製する。

整理は最初に簿冊類、つぎに一紙書附の順で行なったが、村方文書の基本類型と代官所の機能が頭に入っていないので閉口した。カードの表題も目録の記載欄がよく呑み込めていなかった。整理の進行と共に不統一が目立ち、また原題を何処まで採用するかも問題を残した。テストケースとして家計の請取書を細かく

整理してみた。近世にどの位まで作製されているのか気になったし、依田家文書の請取が相当内容上に問題を感じたからである。しかしこれはまた問題を残した。整理途中では研究者と違つて関心のない文書でも放置する訳にはゆかない。整理の時間を省く事は出来ないが手間をかけたからといってそのまま目録に掲載する事は一考を要するだろう。近世文書では簿冊類は同一内容でも表題が異なる事があり、その逆の場合もあるから表題と作成年次で考えねばならないから目録には細かく掲載する方

から表題と作成年次で考えねばならないから目録には細かく掲載する方

がよいと思うが、これに対しては整理の段階で充分考えればよいから纏める可きだという意見もあるだろうし、文書の量にもよるだろう。

整理と共に分類を行なうが、関連史料はたどりにくい。何が関連するかはすぐにはわからないし、余り研究者の視角で関連をたどる事も分類項目の問題で困難だろう。兼合具合は統一出来なかった。

作業が進むと現地調査が必要になる。仕事の遅れと生来の出不精のため本年一月初頭に山梨県の増穂町の秋山家と下井尻の依田、井尻家を御訪ねした。秋山家の確認については町教育委員会の御世話になり、また附近在住の地方史家にも随分御教示を賜った。増穂町の秋山家では御話や所蔵史料の一部拝見、墓碑調査で時間をとってしまふ附近の地形などは見学出来なかった。下井尻では果樹の剪定で多忙な依田氏に一日手を空けていただき下井尻村内を一巡した。また井尻氏は奥様が御病気で恐縮した。墓地では依田家墓碑の調査に暇がかり、三時間も風のなかにいると井尻家墓碑は文書に写しがあつた事を思い出して割愛したが、後で困った。その甲斐もなく急性リユーマチで一日寝てしまった。これは

時期を誤つたからで、出張旅費との関係もあるからもう少し早くすべきであろう。直接の収穫はなくても現地を散策する事は是非必要であり充分な日数を確保しなければならぬし、写真撮影も考えたい。いずれにせよ旧蔵者と地方史家の協力なしには整理は困難である。旧蔵者の他に県立図書館の史料も見学したかったが時間がなかった。分類が一応終ると館員一同集まって批評をうけ改める。解題も同様である。分類は余り細かくするよりは余裕をとつておいた方がよいと思う。実は一応分類が終つてから会議までのあいだに一月位暇をとつて表題の調整をすべきであるが、若し暇があつたとしても追込まれて頭が働かないから五十歩百歩だろう。突貫工事的な面もあり

作業が遅れたのでカードの原稿への転記は館員に御願ひして私は解題の作成に専念させて貰つた。館員が個々に誤りを見つけて訂正して下さつた場合もあり、まことに岡目八目と痛感した次第である。その際に各人の意見に若干の差が感ぜられ、個別交渉により修正して行つたが、その結果は私の妥協の仕方がまずかつたかとも反省している。各人の経験した文書と研究に基く発言であるから

差異があるのは当然だろう。現在の段階では経験を積重ねて材料を出し合つて考へて行く事が必要で直ちに統一をする事は出来ないと思つてゐる。

事情は若干異なるが本目録でも依田家と井尻家の書状の分類は同一基準で行なわなかつた。これは一度経験して見えてから考へてよいと思つたからである。

分類項目内の配列は年代記載分

(A)、干支記載分(B)、不明分

(C)の順序であるが、下井尻村は

天保三年に石和代官所から田安領に

支配換になるので天保三年で区切つ

てA・B・C、A・B・Cとすれば

村方文書の宛先き、特に訴訟文書な

どに目録でいちいち代官所名を記載

する必要はなくなるわけであるが時

間と手間を考えると見送らざるを得

なかつた。さらに原島氏から近世と

明治の間でもう一つ区切りをつける

べきではないかとの意見が出された。

近世文書と明治期の文書との間に種

々の点で関連と相異がある事は既に

感じている所であるから具体的な年

次の問題はあがる一考する必要を感

ずる。

整理の進行中は文書全体を出来れば手元に置いて作業する事が望まし

い。現在は空間と事務用具との関係で一部既整理分を書庫に収めてゐるが、作業の後半になると既整理分と同一史料を発見する毎に書庫に行かねばならず、共同作業に入つてから

表題分類について館員から疑問を出される毎に往復する事に労力と時間がかかり、館員諸氏も気兼ねされたし、私も解題作製に手間とる事もあつた。話しが前後するが書状の整理

は最終段階が近くなつて従事するから、作業そのものが空間を必要とするのに部屋は既整理分史料が置いてあつて狭くなつてゐるので弱つた。書状は郵便制度の影響かもしれないが明治になると急増する。矢張り肉

親や親族のものが大部分を占めるように思われる。系図に出来るだけ細かく記入すべきであろう。

最後に現地調査や手紙で種々御協力下さつた方々と、井尻家文書の徳川家康安堵状などについて御教示下さつた方々に感謝したい。

共同作業に入つてから癖の多い私の行動にもかかわらず館員が協力して下さつたのは有難い事であつた。また原稿の完成が大幅に遅れ、量も予定量を超つた点を反省している。

民俗資料の保存管理(四)

— 配架について —

中 村 俊亀智

配架という言葉は情報管理論や図書館学の用語で、資料を情報のいれものである書架やキャビネットに配列することである。

配架には2つの方式があり、予めいれものを一定の分類によって幾つかに分けておき、資料を随時いれものに仕訳けておくことよって、自から、分類整理する方法(分類配架)と、いれもののほうは特に分けておき、資料を受入れ順に列べておく方法(固定配架)とがある。

民俗資料も、保存しておく場合には、一定の方式に従って整理しておかねばならないのだから、民俗資料、特に民具の収蔵の場合にも当然どのように配架したらよいかを考えておいてしかるべきであろう。

もっとも民具の場合には、一般の図書などと違い、規格が統一されていないし、移動が自由にできないものが多いのだから、必ずしも図書を書架にならべる式ではゆかない面もでてくると思われる。

さて、民具の配架を分類配架の方式にしてみた場合、どのような問題が生ずるであろうか。

まず問題になるのは、どのような分類の体系を用意しておいたらよいか、ということである。図書館では、この点、一般には、日本標準十進分類が行われているので第一段階はすでに解決済みなのであるが、しかし、博物館や郷土館では、まだこのような分類体系は確定されてはいないのである。もっとも最近では、昭和二十九年一月二十五日文化財保護委員会告示第五八号重要民俗資料指定基準にみえる分け方を骨組にして、民俗資料の十進分類とでもいう分類の体系をたてている所がかなり多くなっている。因みに、この十進分類の大項目は次のようである。

- 1 衣食住に用いられるもの
- 2 生産・生業に用いられるもの
- 3 交通・運輸・通信に用いられるもの
- 4 交易に用いられるもの

- 5 社会生活に用いられるもの
- 6 信仰に用いられるもの
- 7 民俗知識(民間医療など)に用いられるもの
- 8 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの
- 9 人の一生に関して用いられるもの
- 10 年中行事に用いられるもの

この分類は一種の機能分類で、重出するものもでてくるが、とにかく、一応網羅的で、しかも、同じ材料で作られた民具が同じいれものなかに収蔵されるようになるので、防湿などの保存処置(民具には漆器のように湿度に強いものと、逆に、乾燥に強いものとが混ざっているが)をとりやすいという利点もある。

ところが、この配架の方式をおし、すゝめてゆくと、スペースはとるし、それに、折角、ワンセットとして収集された何々村生活用具や某々氏コレクションのようなものですら、収蔵するときには、それぞれのいれものによって分けてしまわねばならないという結果になる。

その上、この種の配架が研究に与える影響もものがせない。これまでの民具研究は、鎌とか足半あしなかとか背負梯子とか、とにかく、ある一つの民具が日本中でどのような型をもち、そして、どのように分布していたか、という型の研究が主流であったが、それは、どうも、このような配架法とあながち無関係ではないように思われる。例えば収集地域全体のなかで、鎌なら鎌が、どのような形態で、どのように分布しているかといった型の研究については、この分類配架はたやすく手助けしてくれる。

元来、配架も実は、問題解決への——研究上の問題解決への——手段なのである。そして、手段という以上は問題の設定の方向に依じて適不適があることはさげられない。

最近では、いわゆる体系的な収集が行われるようになり、珍らしい民具を一点採集してくるというよりも、何々村の生活を如実に反映しているような民具をワンセットとして収集しその全体に流れる暮らしの有様をつかみとろうとする研究の方に重点が移ってきつつある。それはちやうど古墳からの出土品を一括遺物として研究し、保存しようとするのに似ている。このような場合には、固定配架の方式のほうがより適した配架の仕方ではないかと考えられる。

鈴木家文書と船乗下人

榎本宗次

芭蕉の「奥の細道」に「尾花沢にて清風と云者を尋ぬ、かれは富るものなれども志いやしからず、都にも折々かよひて、さすがに旅の情をも知たれば、日比とめて長途のいたはりさまくにもてなし侍る」とのくだりがあるが、芭蕉が奥羽行脚の途、尾花沢（山形県北村山郡）に立ち寄り、清風宅に逗留、地元の俳人を指導したことは「曾良随日記」や「尾花の系譜」などにもみえるところである。「尾花の系譜」には「多年の上京しり人も多く、又在京も永き時は風雅に心寄て、さらば俳諧に

文をはじめ、元禄年間を中心とした金子領証文・質地証文その他諸種の文書が残存している。

と信徳言水に近付て附合など仕習ひて、尾花沢の宗匠なり」と俳人としての清風的一端を述べている。一方「富める」清風については「売買職にして帝都につてを求めて紅花を商ふ事莫大なり」とあるが、それを裏書きするのが鈴木家文書である。

現在、清風の後裔である鈴木八右衛門氏の宅には、松平大和守直矩の金子四千八拾八両余、戸沢上総介の四千五百両といった大名貸の借用証

たをして身代金を返済すること、

諸商人の荷物に損害をかけた場合には船頭、水子で弁償すること、盗みとり逃げ、かけ落ちなどをした場合には請人が償いすることなどが列記してある。

この船乗下人が他の質物下人と異なるところは、その名称のごとく水運労働者であり、しかも船と共に質入れされたり、譲渡される下人であったことである。このことは、「預申金子之事」の後書に「若し日限遅々仕候ハ、中船老艘諸道具乗下共に相渡し可申候」とあり、また「船材木前金請取申手形之事」には「則此金質に舟乗下人七人主請合相立」とあることによつても知ることが出来る。

元禄期のこのような水運労働者は最上川水運の最大の中継河岸として発展した大石田を中心存在したが、大石田河岸の変貌にしたがつて、変質してゆくようである。

鈴木高弘氏の「二藤部家の雇用労働力について」（山大史学・二号）によれば、享保・元文・寛保年間には質物奉公人の船乗が依然として多いが、天保期以降になると急速に減じている。後期にいたつて船持荷問屋としての二藤部家とその機能を酒造や利貸経営などにむけていったことにもよるが、質物から給取に移行し

てゆくのが奉公人の傾向であった。この傾向は他の奉公人において特に顕著である。天保以降、田作の質物奉公人は殆どが給取に変わり、下女奉公人の場合は質物が皆無となつてい

る。しかし舟乗下人の場合は質物が減じたといつても田作や下女のようにではなかつた。これは船乗下人の「隷属性」が他の奉公人と異つたためではなからうか。そして明治になつてからも「船人構」（ふなとかま）と称する特殊集団が残存して来たことは、この「隷属性」と関係があるのではなからうか。

「船人構」については、この特殊集団の人々を扱つた柴田道司氏の「川の挿話」を、以前「日本歴史」（二〇五号）で紹介したことがあつたが、その一部を引用して拙文を終ることにする。

「メインストリートである県道筋をはずれ、木船川の土手あたりにひとかたまりになつて特別な集団を作つていた。……もっぱら船頭や曳き船人夫、荷揚げ人夫、川さらい人夫などの下層の集団を指していた」。彼らは部落内の除け者にされ、ほとんど仲間うちの交際しかできなかったという。

代官手代の不正調査

—「内糺御用留」より—

原 島 陽 一

天保七年（一八三六）八月に甲州郡内地方に起つた、いわゆる郡内騒動は、数年前から打続く凶作を背景にこの前後に各地で続発した百姓一揆の

天保七年（一八三六）八月に甲州郡内地方に起つた、いわゆる郡内騒動は、数年前から打続く凶作を背景にこの前後に各地で続発した百姓一揆の

潤二成候趣ニ申聞候、
一 右惣代と申ハ近年出来候由申聞候
一 元ノ山下左内は金四千両も貯有之
一 趣、当時暮シ方夫婦并子供三人下
一 女五人下男三人浪人手代食客式人
一 有之、朝ハ酒宴相初リ、元ノ役所
一 江出候跡ニ而も打寄樂シ居、夜
一 二入迄不引取日々酒盛致居候、毎
一 日金三両宛相掛候と申聞候、
一 一日々昼八ツ時頃ニ成リ候へは酒肴
一 并にぎりめしニ菜の物を添、元ノ
一 方ハ御役所江差出し出席之者一同
一 江日々振舞申候由申聞候、
一 此度被仰出候金銀御製禁又は御引
一 渡ニ付手代衆三組ニ相成、先達而
一 中ハ郡内村々廻村致シ候處、執成
一 之義相願村々ハ賄賂金差出申候、
一 右三組ニ而ハ凡金千両余取上候趣
一 書役之衆さへ金百式三十兩ニ相成
一 候由ニ申聞候、
一 書役衆など夜は遊に出、金子沢山
一 ニ候間、手あらく遣ひ捨申候と申
一 聞候、
一 御役所江元ノ出勤前は戯れ居、す
一 まふなどとり候者も有之候得共、
一 元ノ出勤之後は静ニ相成候由申聞
一 候、
一 廿二日昼八ツ時仁右衛門大助兩人
一 共に御役所ニ詰居候處、公事方之
一 手代戲ニ掌之中江墨をぬり、仁右

衛門之顔江付候ニ付、夫ハ御白洲
一 迄追行、公事方と墨之附合を仕候
一 我々共は右様ニ御手代衆と懇意ニ
一 御座候間、何事も自由ニ致し候と
一 申聞候、
一 金拾兩も御手代江賄賂仕候ニは郡
一 中代江も壹兩位之割ニ遣し候と申
一 聞候、
一 鳥渡之賄賂ニも三兩ハ少く遣ふ者
一 無之、御役所江詰居候小遣江も式
一 分ハ少くハ賄賂遣ふもの無之旨申
一 聞候、
一 我々御役所江從來之砌、御手代衆
一 ハ添触貫參り候得は、無賃人馬ニ
一 而村方ハ參り申候と申聞候、
一 御用金と名附、金子を取候義は不
一 存趣申聞候、
一 御手代衆并書役衆杯出役より帰り
一 候得は、いつも金子を取来候間、
一 そのかしおごらせ申候と申聞候
一 一郡内領之内取締など、申、御手代
一 衆廻村致候得は、一度三百兩位之
一 金ハとれ申候、右ニ付代りく出
一 役致候と申聞候

の類型であるが、特に天領における大規模な暴動として、翌年の大塩の乱と並んで、当時すでに世間の注視を集めた事件であった。事件の経過や評価については、多くの著書・論文があるが、これを契機として幕府の支配機構問題が再燃したことが一般に指摘される。これに関連する史料として、江川家文書（本館で複製収録）中の「内糺御用留」（天保九年七月）を以下に紹介する。伊豆

反応を詳細に調査していることは、極めて興味深いといえよう。
一 郡内領ニ勘定方と唱、御役所江立
一 入者四人有之、右之内あら田村米
一 倉仁右衛門斧窪村斧窪大助と申者
一 式人、此度御引渡ニ付御役所手廻
一 兼、益前ハ手伝ニ罷出、今日帰
一 村之由ニ而道連ニ相成、猿橋宿迄
一 暫ク間同道罷越、途中承り候廉々
一 左ニ奉申上候、
一 当春御巡見様諸掛り郡内領江千式
一 百両余相掛り、夥敷事ニ付御巡見
一 様御休泊之村々江相掛り、此節掛
一 合最中ニ御座候處、御支配相代り
一 候間、御引渡相済次第早速出訴之
一 相談ニ御座候と申聞候、
一 去酉年御検見入用、郡内領壹万八
一 千石余ニ而凡金千両程相掛り、村
一 々難渋致候由申聞候、
一 一郡中惣代と申者十人有之、郡中入
一 用之事取計申候、既ニ去酉年は金
一 千両余相掛り、少き年ニ而も千両
一 位、多く掛り候年は式千兩ニおよ
一 ひ、千両掛り候年ニ正入用五六兩
一 ならでハ不相掛、跡は惣代之者之

一 廿二日昼八ツ時仁右衛門大助兩人
一 共に御役所ニ詰居候處、公事方之
一 手代戲ニ掌之中江墨をぬり、仁右

一 我々共も賄賂を取候得は、随分余
一 程ニ成候得共、取不申候と申聞候
一 元ノ衆も当所江參り候節ハ荷物本
一 馬八駄ニ長持忝棹程ニ候處、今度
一 引払ニは荷物本馬三拾駄長持十二
一 棹有之由ニ申聞候、

山代官江川英龍は、郡内騒動の翌八年に該地方の支配役たる甲州石和代官（谷村は出張陣屋）に任じられ翌九年には兼帯を解かれていた。以下の史料は、江川代官の手代清水三郎助が、三島から富士吉田を経て谷村に至る道中での風聞を書留めて、江川代官に報告したものの一部である。江川氏の前任者西村貞太郎石和代官支配中の、特に谷村詰手代元ノ

の山下左内の行状に関する領民側の

の山下左内の行状に関する領民側の

の山下左内の行状に関する領民側の

近世史料の所在調査

——実績と今後の問題——

近世史料の散逸防止とその保護管理の必要が叫ばれて久しい。一方、戦後における近世史研究の発展が急速に進んだこと、そしてそれらが新しく発掘された史料に支えられていることは、一般に認められるところである。それにも拘らず、近世史料の散逸防止については、根本的な対策は実現せず、散逸の危機が全国で毎日のように訪ずれているといっても、それほど誇張ではない。

個々の史料が散逸して行く具体的な原因は、それぞれに異なるであろうが、近世史料が量的に尠大であり、今日なお、その所在の確認すら十分に行なわれていないことが、重要な一因であることも、一般に指摘される通りである。もとより、近世史料の所在調査が、これまで全く着手されなかったわけではない。逆に、かなりの数の調査が行なわれ、その多くが何らかの形で公表されている。近刊の横浜市立大学編『戦後市町村史総合目録』の同大学架蔵書目一覧には四三九冊の書目が載っているが、

そのうち近世史料を含む郷土資料目録は八割に及んでいる。これに、当館で調査した書目を追加すれば、総計は五〇〇を越えるし、その他の所在調査結果を合計すれば、夥しい数に達する。それでいて、なお所在調査の必要が説かれるのは何故か。今後の所在調査の方策を考えるために、従来の成果を確認し、これを分析することが必要であろう。

戦後に実施された所在調査では、まず、昭和二三年から六年間に亘る近世庶民史料調査委員会による調査がある。この調査結果は、『近世庶民史料所在目録』全三巻に集約されて公刊された。そこに収録されているのは、北海道一四三、東北地方六三九、関東地方四二七、中部地方一八一七、近畿地方四〇一、中国地方三一五、四国地方二九一、九州地方三九六で、合計四、四二九件に及んでいる。一件毎の内容・数量に大きな差異のあるのは当然だが、地域的に偏頗が感じられる。実際に残存する近世史料の実態が不明なので、正確

には断言しようもないが、現実の残存史料件数が、右の調査件数に比例するとは考えられない。ここには、さらに遡って、戦前の近世史ないしは郷土史研究の進捗との関連を推測させるものの存在を否定できない。

それは調査の内容にも部分的には及んでいて、それが委員会の方針徹底の不十分さとも関連して、個々の調査報告には、例えば民具資料までを対象に混入してしまふような、当初の意図と必ずしも一致しないものを生じさせている。が、多少の欠陥はあるにしても、史料散逸の危険度が高かった戦後間もない時期に、これだけ組織的な調査を実施したことは十分に評価されてよからう。この調査が、その後の所在調査に与えた影響の大きいことを、是非は別として否めないと認めるなら、一層この業績に注目せねばならない。むしろ、同委員会の解散後、このような全国的組織による所在調査が行なわれなかったことに問題がある。なお、同委員会の成果については、第一次の調査から早くも二〇年、最終次の分でも一四年を経過しているので、調査以後の所蔵関係の移動の追跡によって所在を再確認すべき時期になっていることを附言しておく。

次に、右の調査と併行して、またはそれ以後に各地でそれぞれの立場から多くの所在調査が行なわれた。これらは、①図書館所蔵の郷土資料目録としてまとめたもの ②研究所や大学研究室などで収集・調査した史料 ③地方史誌編纂の準備過程として該地域内を中心とした調査、の三つに大別される。これらは、③の一部を除いては、その目録が公刊され、比較的に利用し易い。前述の書目は大部分が右の分類を適用できる。だが、現在問題になっているのは、公共機関に収蔵された史料ではなく未調査の、従って散逸の危険がある民間の史料についてである。この意味で右のうち③だけが、その期待に応じられる。しかも、③には史誌編集の関係者が利用しただけのものもあって、多くの研究者の再利用の要求を満たせぬのは残念である。

ところで、昭和二八年以後に全国的調査がなくなったことを前に指摘しておいたが、このことと③とは無関係とはいえない。調査委員会の仕事断絶したことには、いくつかの要因があったと考えられる。その一として、調査結果に基く史料の中央集権化への危懼が地方在住の調査員の間存在したことが挙げられる。

これは、右の「所在目録」の序文にも明言されている。一方、地方史誌の編集は昭和二八年頃から活潑になり、そのための所在調査が各個独自に計画・実施されていった。この調査の指導者には、右の委員会の地方調査者と重複するものもあった。③

の調査は結果的には全国的調査の一環であったともいえる。ただ、史料の在地性を意識した配慮が一部に介在したことも首肯できる。もちろん調査委員会の目的が、史料の中央集権化になかったことは、その後の経過をみても明らかだが、調査結果の地元への還元法が、時間的制限もあって必ずしも徹底しなかったことが一部に疑念を生じさせたのであろうか。根本的には各地の史料保存機関の少ないことと関連する難問ではあるが、少なくとも今後の全国的所在調査の実施に当っては、この点に十分配慮が求められる。それと、折角努力された③の成果を、全国の研究者が利用し得るような便宜の処置が望まれてならない。

その概要を館報に掲載したが、二八年度から四一年度までの調査総件数は三五〇件である。これを地方別にみると、北海道六、東北地方四九、関東地方八九、中部地方四五、近畿地方七五、中国地方五七、四国地方二〇、九州地方九となる。予算その他の都合で、毎年全国を対象とすることはできず、概して二地方四県程度を調査対象としている。が、対象県の選定には、過去において不備な点があり、福島県の五回を最高に、二年度以上選定されている県がある一方、東京・福井・京都・山口・香川・愛媛・福岡・熊本・長崎・鹿児島各都府県は、十四年間に一度も対象とならず、所在調査の実施面における不合理な状態を示している。調査方法や対象地区の選定を、今後は慎重に検討すべきことを痛感するとともに、過去の調査報告については、従来放置されて来た事情の穿鑿は別にして、早急に何んらかの方法で、その内容を公表する必要がある。このため、本年度中に、従来の報告結果を整理して、近世史料の所在調査に関する一般の要望に対して、一半の責を果したいと思う。さらに明年度以降には全国的調査を実施するために、全国の関係者に

協力をお願いしたいとも考えて、現在の準備を進めている。

第二七回近世史料展示会

一、展示史料

東山梨の農村史料

——井尻家文書を中心に——

二、期日 昭和四二年十一月十二日
(日)より十四日(火)まで
午前一〇時より午後五時まで

（三頁からつづく）そして同予算書における総支出額の二三・六％は、その早納利息分に充てられている。その意味で、領内全般を通じての月割上納制の実施は、才覚加談人の増員、町民の在方総代・割元の任命など、町方の在への経済的支配力を公的なものとし、収奪機構を強化する一方、彼等による収奪の一部を分与することによって実現し得たわけである。

ただ注意すべきことは、この多額の才覚金——領民の貢納負担を、彼等のみが実際に肩代わりしたのではな

かった。「才覚加談人」の語に示される如く、彼等は自己出金分に加え、他からの融通金を調達し得る能力を有していたことを意味する。才覚人の個々の経済的基盤については詳かでないが、概して云えればかつての領主来の最大の需要者であった門閥町人たる酒造家の退潮に代って、領外との交易にたづさわる廻船業者等がその主流をなしていた。

極く小地域の規模に限定された領主経済の循環は、収奪の大部分を江戸の支出に消費し、領内に還元することが少なかったから、それに触発されての発展は期待できなかったといえるが、町を主体とする一部の地主的富商——商人資本に収奪を転嫁することによって成立していたのではなかろうか。

この様な商人資本の性格付けは、経営の分析、領内農村の経済構造の変化、全国経済との拘わりの上で確定されるものであり、今後の課題として残されている。

（本稿は四二年六月の当館定例研究会においての報告要旨で、詳細は別に発表の予定）

所蔵史料の現況(三)

——史料整理状況とその問題点——

さきに三・四号において当館所蔵史料の収集経過を述べ、いくつかの問題点を指摘して、史料の組織的な散佚防止と体系的な収集のための対策を建てることに緊急の課題であることを強調しておいた。その対策確立の方法については後に譲って宿題とし、今回は所蔵史料の整理の現況を報告し、併せて問題点を指摘したい。なお民俗資料は本稿の対象からはずすこととする。

昭和二二年度文部省の学術史料収集事業開始以来昨年度までに当館が収集した史料は、日本実業史博物館旧蔵資料を除いて三十一件(このうち三八年度収集の阿波蜂須賀家文書追加分は所蔵史料目録第四集に収録されていないので、便宜上別に一件と数えてある)であり、当館の史料受入台帳である「学術史料蒐集簿」に記入された右史料の点数総計は約二六万点となっている。

現在、当館の史料収集の方法は主として現物史料の購入によつて、その年度内に新しく受け入れた史料

の整理方法は、受入順序に従つて一件史料ごとに年度とアルファベットを付し、輪番で決まっている整理担当者が整理する。担当者はできるだけ早く支払うというためのごく限られた短かい期間に可能な限り整理を実施し、史料購入目録を作成して史料購入の起案をする。購入が許可されればこの目録をさきの受入台帳に転記して受入作業を終える。最近は購入の時点で一点ずつカードに記入し、整理番号を与えてラベルを貼付している。しかし購入の時では時間的制約もあつて、一件史料すべてにわたつて完全にカード化しうるとは限らない。一紙類など史料の量が老大であつたり、保存状況が悪かつたり、あるいは帰属不明文書が混入していたりすると、どうしても整理に手間取り、未整理を一括して受け入れる部分ができくる。従つてその部分の受入数量は括・袋・包・綴などの単位を用いて概括せざるをえないのである。

当館所蔵の近世史料は主として文

書・記録類であるので、図書と違つてその性格・形態上点数を確認しがたいのであり、再整理を行なつて一括書類を詳細に一物一点のカード化すれば当然史料点数が増加する。

因みに最近四、五年の所蔵史料目録記載史料八件の受入台帳点数は一七、二八九点、目録の点数では二七、八三五点に増えている。これを根拠に当館所蔵史料点数を推計してみると約四〇万点という数字がでてくる。

さてここに載せた表は当館所蔵史料を収集年度別に整理状況を示したものである。整理状況Aは整理を完了し所蔵史料目録(一一三集)に収

載したものの、Bは受入のさい一応整理され全部カード化されて閲覧可能なもの、Cは冊子類がカード化され閲覧可能であるが、一紙類は未整理のもの、Dは冊子一紙を問わず整理途上であり、整理済みはカード化され閲覧可能であるが、未整理部分を相当残しているもの、Eはカード化されていないが台帳によつて閲覧可能のもの、Fは未整理であり大部分閲覧不能のものである。

右の表をみて明らかのように、最近になって新収史料の未整理件数が著しく減少し、とくに三九年度からは皆無となつている。これに対して

所蔵史料収集年度別整理状況(件数)

年度	A	B	C	D	E	F	計
22	2	1	1	1	4	1	10
23	4					19	23
24	3	1		2	5	5	16
25		5	1			1	7
26	5	6	1	3		9	24
小計	14	13	3	6	9	35	80
(%)	(17.5)	(16.2)	(3.8)	(7.5)	(11.3)	(43.7)	(100)
27	3	1		3		5	12
28	1	8				4	13
29		5				1	6
30	1	2			2	7	12
31		3		1	1	4	9
小計	5	19		4	3	21	52
(%)	(9.6)	(36.5)		(7.7)	(5.8)	(40.4)	(100)
32	1	4	3	7	2	2	19
33		6	1	4	3	8	22
34	1	3	1			5	10
35	1	12	3	2	1	5	24
36		22	3		3	3	31
小計	3	47	11	13	9	23	106
(%)	(2.8)	(44.3)	(10.4)	(12.3)	(8.5)	(21.7)	(100)
37		27	2		5	4	38
38		1	2	2	1	3	9
39		1	3		1		5
40		5	1				6
41		15					15
小計		49	8	2	7	7	73
(%)		(67.1)	(11.0)	(2.7)	(9.6)	(9.6)	(100)
合計	22	128	22	25	28	86	311
(%)	(7.1)	(41.2)	(7.1)	(8.0)	(9.0)	(27.6)	(100)
T(%)	(19.6)	(17.8)	(6.0)	(15.2)	(8.7)	(32.7)	(100)

設立当初一〇年間はとくに未整理史料件数が多い。その理由は、設立当初五年間に現所蔵史料点数の四六・六%、次の五年間に二三・三%の量が収集され、一件当り比較的大量史料が多いこともあるが、史料整理体制についての反省をもとに、三八年より整理方法を根本的かつ能率的に変更せしめたためである。なお目録刊行のための整理は、二二―二六年度二件、二七―三一年度一件、三二―三六年度三件、三七―四一年度六件（ほかに日本実業史博物館旧蔵資料四件を加えると一〇件）であるから、最近の整理の進捗度が速まってきたことは理解されよう。

ところで当館では史料を一点ずつカード化したもの（整理状況B）をさらに検討を加えて誤記を訂正し、年代・人名等カード記載事項を考証によって精密化し、分類を加えて、目録として印刷刊行することによって整理完了と考えている（整理状況A）。さきにも述べたように整理状況Bの目録化する順序は利用度が高く、学界的要望が強いとして史料価値の高い史料から順次行なうのが妥当と考えているので、比較的史料価値が高くない史料が中心とならざるをえないであろう。この方針は

今後とも大きな変更はない筈である。ついでに受入台帳点数による整理状況比率を表のTに示した。これより推計すれば、所蔵史料総点数の二割弱がAであり、かつ目録・カードないし台帳によって閲覧可能な史料の比率はC・Dをも含めて五八%という数字が出てくる。

以上述べ来たように、当館においては所蔵史料の半分近くが未整理の状況であり、その解消が極めて大きな課題となっている。ここ三、四年からは少なくとも新収史料については未整理を残さないよう各自が努力しているが、整理状況B以下のものをAにまでするには現体制では六〇年以上の歳月が必要で、かりに困難ではあるが目録を年二冊発行することにしても三〇年はかかるであろう。

未整理史料解消のためには予算・人員の増加が絶対の要件であるが、人員の増加にも述べたように整理状況Bの史料をそのまま目録として刊行することはできず、別な作業が必要であり、そのための研究体制に裏付けられた整理の体制を確立すること、もう一つの緊急な課題なのである。

新収史料紹介(四二年度)

*印は点数百点以下の少
数史料、①はフィルム
による収集。

*志摩国須藤家文書

志摩国鳥羽藩の蔵方役・山方役・代官等を勤めた須藤氏旧蔵史料。若干の法令のほか、内御札場勤方、城米改、漁船調等断片的であるが貴重なものが見える。宝曆、明治。(現三重県鳥羽市。二〇冊、四通、二巻)。

志摩国鈴木家文書

鳥羽稻垣家蔵方旧蔵史料。勘定目録、城米輸送、知行扶持米給と関係史料のほか、組士願届書控、書状等若干がある。年代は寛政、明治。(同前。一四冊、一〇四通、二九巻、一綴、一括)。

*志摩国高砂屋文書

鳥羽本町高砂屋志賀右衛門作成史料。高砂屋は船宿か。奉公人として酌取下女奉公関係保証書類が特色をもっている。寛政、明治。(七六通、七冊)。

①伊豆国江川家文書

伊豆国葦山代官江川家に伝来した史料のうち、被仰渡留・御触留・御証文留・御用留など勘定所の命

令・指示に関する史料を中心に、支配所交替の際の引継書類、支配村々の明細帳・皆済目録、島方・鉄砲方・鉄砲鑄造・代官所附に関するものなどの主要帳簿をマイクロ複写した。なお、既報のように、本文書の大部分は今春まで当館に寄託されていたもので、現在静岡県田方郡葦山町財団法人江川文庫に所蔵されているが、移管になって日が浅く、同文庫の所蔵史料目録が完備していないので、原史料の閲覧に当っては、当分の間は、当館作成・備付けのカードを利用されると便利であろう。(原文書現蔵地前述のとおり。五四リール。収載点数五六七冊、一七通、四綴)。

①毛利家永代家老益田家文書

益田氏は、国司氏とともに毛利家(長州藩)永代家老を勤めた中世以来の名門であるが、昭和三年に、現当主益田兼施氏のご好意で、その伝来所蔵文書のうち中世の分が東京大学史料編纂所に、近世以降のものが当館に寄託されることになった。近世の総点数は約一、三四〇通(書状を除く)、書状約六、〇〇〇通、五二八冊、二綴、一五袋、一括のほか、絵図類二箱、雑文書一箱に達し、当館ではこのう

ち虫損甚しい文書に補修を加えながら整理に当たっていたが、今回、諸般の事情から東大史料編纂所に一括移管と決定したため、こちらの重要史料をマイクロフィルムに複写したものである。

内容上、「初期藩財政」、「初期専売制」、「益田家」に分けた。第一部は慶長以来の毛利氏の領知・財政のうち、とく山口県文書館所蔵「毛利家文庫」等現地史料に少ない益田親祥当職中前後（寛文年間）を中心とした御仕置銀関係が最も多く、普請・家中貸銀・新開関係がこれに次ぐ。第二部は、山代・徳地の紙専売とくに農村関係史料に重点を置いた。第三部では、益田氏の知行・財政・新開のほか、石見以来の系譜・由緒書・諸覚書・家中知行および統制関係史料を主にしている。

右の観点からの主要な史料は複写したつもりであるが、この補正作業は追い追いまわることになる。史料編纂所において、その優秀な整理能力によって早急に公開利用の便がはかれるはずであるし、またそのことは当然各方面から強く期待されていることでもある。

（原蔵者東京都世田谷区益田兼施

氏。一一リール。収載点数二七四通、継立四一巻、八三冊、二綴）。

◎なお、フィルム収録文書は、整理と管理上の準備が終っていないの

で、当分は閲覧できません。原文書をご利用下さい。準備ができ次第、すみやかに公開いたします。

第一三回

近世史料取扱講習会

一趣旨

公共図書館・大学図書館・郷土資料館・地方史誌編纂室などに勤務し、近世史料の調査・収集・分類・整理・保存・管理などの業務に従事している職員に対し、基礎的知識・技術を習得せしめるため開催する。

二期日

昭和四二年一〇月二三日（月）より同二八日（土）まで

三講習内容

(1) 史料概論

近世史料概論（児玉幸多氏）

中世古文書概論（宝月圭吾氏）

近代史料概論（古島敏雄氏）

(2) 近世史料読解（本館職員）

幕藩史料

町方史料

村方史料

(3) 研究協議

所在調査

整理と分類

管理と補修

民俗史料の取扱

(4) その他

特別講演（大久保利謙氏）（予定）

懇親会

四時間数 二二单元（三三時間）

五会場 当館

六受講資格

公共図書館・大学図書館・郷土資料館・地方史誌編纂室などに

勤務し、近世史料の調査・収集・

分類・整理・保存・管理などの

業務に従事している職員で、取

扱経験三年未満の者

七受講人員 三〇名以内

八経費 一〇〇〇円（予定）

九申込方法などについては、大学・

地方公共団体などを通じ、追っ

て連絡する予定である。

史料の閲覧について

当館では所蔵史料の一般利用のために、整理済みの史料を研究者等の閲覧利用に供していることは、予てご承知と思う。所蔵史料の特殊性から利用者の範囲も限られているが、年ごとに増加の傾向を歩み、昭和四一年には年間三二六人の閲覧請求を受け付けている。史料整理の促進は別として、閲覧室の整備や出納者の確保などの問題が山積するが、少しずつ改善して行きたいと努力している。なお、閲覧についてのお問合せもあるのです、その概要を左に記しておく。

1 閲覧利用時間

午前一〇時より午後四時三〇分

まで、ただし土曜日は正午まで

2 休館日

日曜日 国民の祝日 年末年始

（一二月二七日より一月五日ま

で）その他の臨時の休館につい

てはその都度館内掲示する。

また、史料の写真複写や出版物への掲載については、所定の方法で許可を得ていただきたい。研究者が研究上に利用する場合は、できるだけご便宜を計るはずである。

○昭和四二年度事業について

一、近世史料の収集

収集の方針などは従来と大差はなく、本年度はすでに、志摩国鳥羽藩須藤家文書ほか二件を買上げ、江川家文書、益田家文書のマイクロフィルムによる収集を実施した。このほかにも、現物史料及びマイクロフィルム複写とも数件を予定し、その一部は現在交渉中である。

二、近世史料の所在調査

各地方調査員の先生方の御協力により、前年度までに三五〇件の調査を行なって来たが、未実施の県が一〇都府県、このほか最近九年間実施していないものが一二県にのぼり、調査方針の再検討をはじめている。本年度は、未実施県の中から二県を選んで実施する予定である。

三、近世史料展示会

例年どおり、本年度も十一月中旬に別項のように開催する予定である。四、近世史料取扱講習会

今年で一三回目を迎える講習会は一〇月二三日から一週間にわたって行なう。受講資格・受講者数などは昨年と同じである。講習内容も、ほぼ昨年と変わらないが、一部改良して

少しずつ前進させたいと考えている。

五、刊行物

1 所蔵史料目録 昨年度末に第一三集として甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書・同村依田家文書・同国巨摩郡西郡筋青柳村秋山家文書を一冊にして刊行した。引続き本年度は第一四集として撰津国大坂加嶋屋長田家文書を刊行する予定である。

2 民族資料収蔵目録(図録) 本館

所蔵の民族資料目録を本年度から刊行することになった。資料の性質上、各資料の写真を附した図録形式になる。第一巻は「日本(一) 農山漁村の生活用具」として、主としてわら製品などを中心に収載される。

3 紀要 本館職員の研究業績を公表するため、紀要を刊行することとし、本年度末にその第一号を発行の予定である。

4 館報 本号に続いて本年度末に第六号を発行する。

六、定例研究会

前年度に引続き、すでに二回開催した(研究動向欄参照)。今後も隔月に四回開催する予定である。

七、その他

以上の各事業のほか、研究者等の閲覧・複写・貸出など史料の利用に関するサービスを行なっている。

○動向

◇42・2・15 小和田館長 山形大・東北大へ出張(人事)

◇4・10 12 斎藤事務官 信州大へ出張

◇5・12 鈴木・鎌田両研究員 史料調査のため千葉県成田市へ出張

◇7・12 16 小和田館長 信州大へ出張

◇7・18 19 大野研究員 北日本図書館協議会主催研究会(整理部門)に講師として青森市へ出張

◇8・2 4 斎藤事務官 京都大へ出張(人事)

研究動向

○本年度各個研究

「近世後期における江戸町触の蒐集と研究」(原島陽一)に一〇万円をうけた。

初頭の町と村―糸魚川黒川騒動を中心に― 鎌田永吉 出席者 八名

両報告とも、昭和三九・四〇年度機関研究「近世城下町史料の基礎的研究」の報告の一部をなすもので、史料の存在形態に着目しながら、城下町と農村の相互関係をとらえ、その経済的機能と社会構造の歴史的变化を究明したものである。

人事異動

昭和四二年四月一日 大給近達 千葉大学工学部講師に転任

昭和四二年四月一日 鈴木 寿 信州大学教育学部教授から当館に配置替

昭和四二年七月一日 榎本宗次 山形大学人文学部助教授から当館に配置替

文部省史料館報 第五号

昭和四二年八月三十一日発行

編集・発行者 小和田武紀

東京都品川区豊町一ノ二六ノ一〇

文部省史料館

電話(七八三) 九一〇七

印刷所 株式会社 桜井広済堂

東京都港区芝三ノ二四ノ五

電話(四五三)〇五五一(代表)